

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

デューディリジェンスシステム

マニュアル

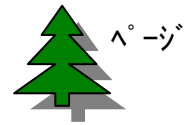
第二版

**特種東海製紙グループ
特種東海製紙株式会社
新東海製紙株式会社**

2019年 3月15日

***** 目次 *****

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に関わる
デューディリジェンスシステム実施マニュアル



1. 目的	3
2. 組織	3
3. DDのプロセス	3
4. 参考文書	4
5. 合法調達へのコミットメント	4
6. DDシステム管理責任者、担当事務局、運用者	4
7. 役割	5
8. 研修の開催	5
9. DDS実施マニュアル改訂のプロセス	5
10. 記録管理の手続き	5-6
11. コミュニケーションルール	6
12. 適用範囲	6-7
13. 原材料の保管	7
14. 情報収集	8
14-1. サプライヤーの情報収集	8
14-2. 収集先	8
14-3. サプライチェーンに関する情報へのアクセス	8
14-4. 情報更新・改変	9
14-5. 情報のギャップに関する評価	9
14-6. サプライチェーン図	9
15. リスクアセスメント	9
15-1. トレーサビリティレポート（確認書）によるリスクアセスメント	9-10
15-2. 伐採許可証、認証書の使用	10
15-3. リスク評価	10
15-4. European Timber Trade Federation(ETTF) チェックリスト	10-11
15-5. リスクアセスメントの流れ	12
16. リスクの低減	13
17. 合法証明書の発行	13
18. 内部監査	13
《資料》DDシステム管理責任者、担当事務局、運用者（別紙-1）	14
合法証明書発行手続きフロー（図-1）	15
合法証明書（紙製品用：書式-1-1、パルプ用：書式-1-2）	16、17
合法証明書発行一覧表（書式-2）	18

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に関わる デューディリジェンスシステム実施マニュアル

特種東海製紙グループ

1. 目的

本マニュアルは、特種東海製紙グループ（以下「当社」という）が木質原材料の調達においてデューディリジェンス（以下「DD」という）を行うことにより、当社が違法に伐採された木材製品を調達するリスク（以下「リスク」という）を最小化する事を目的としている。

当社の主な事業は、パルプの購入、販売、チップの購入、未晒パルプの製造販売、及び、紙製品の製造販売である。

本マニュアルとその各項目の実行にあたって、DDとは当社が違法に伐採された木材製品を調達するリスクを最小化するために当社が事業行為において取る一連の措置を意味する。

本マニュアルの内容は、米国レイシー法、EU木材規則（違法伐採によって取得された林産物を規制する規則）、オーストラリア違法伐採禁止法、及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に準拠するために作成されている。

（2017年5月現在）

本文書中にあるDDの各過程は当社が調達する木材製品の全サプライヤーに適用する。

2. 組織

特種東海製紙グループ
特種東海製紙株式会社
新東海製紙株式会社

3. DDのプロセス

DDは以下の3つの段階を踏み木材製品のリスクを最小化する。

- (1) 情報収集
- (2) リスクアセスメント
- (3) リスクの低減

※ (2)でリスクが低い事が確認出来れば、(3)を行う必要はない。

※ (3)でリスクが緩和出来ない場合には、調達しない。

4. 参考文書

本マニュアルに従い行うDDにおいては、以下の文書を参考に使用する。

文書名	備考
違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針	<u>URL</u> : https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/files/guideline.pdf
生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針	<u>URL</u> : https://www.jpa.gr.jp/env/creature/pdf/20140620.pdf
製紙業界の違法伐採対策	<u>URL</u> : https://www.goho-wood.jp/kigyuu/jirei1-1.html
日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業	<u>URL</u> : https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/images/02.pdf
日本製紙連合会「環境行動計画」	<u>URL</u> : https://www.jpa.gr.jp/env/plan/brief/20160322.pdf
製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について	<u>URL</u> : https://www.jpa.gr.jp/file/release/20161219102330-1.pdf

5. 合法調達へのコミットメント

当社の「木材調達に関する基本方針」は、特種東海製紙株式会社発行のものとする。

<http://www.tt-paper.co.jp/environment/envir02.html>

6. DDシステム(以下「DDS」という)管理責任者、担当事務局、運用者

DDS管理責任者は、特種東海製紙(株)品質保証センター長が行う。また、DDSが確実に遂行出来るよう管理責任者は、グループ各社の品質保証部門に担当事務局を指名する。尚、DDSの運用はグループ各社の資材部門が担当する。(別紙-1参照)

7. 役割

役職	役割
DDS管理責任者	統括責任者
担当事務局（品質保証部門）	DDSマニュアル作成と見直し、研修の開催 川下への合法証明書の発行、発行一覧表の作成管理
運用者（資材部門）	DDSの運用、供給者へのリスクアセスメント トレーサビリティレポート、合法証明書の入手、管理

8. 研修の開催

- (1)対象者: 合法木材調達に関わる者全員
- (2)教育実施者: 担当事務局、或いは、DDS管理責任者が指名した者
- (3)頻度: 法が改正された場合、或いは、担当が変わった場合
- (4)記録: 研修記録、及び、参加者全員の署名
- (5)記録の保管期間: 研修に関わる記録は、担当事務局が5年間保管

9. DDS実施マニュアル改訂のプロセス

DDS管理責任者、または必要に応じて独立第三者が、DDSの維持、見直し改訂を1年に1度行う。サプライチェーンに変更があった場合、新規のサプライヤーから購入する場合、または新しい製品・樹種・原産国などが調達対象になった場合は、その都度、運用者である資材部門が、サプライチェーンとリスクアセスメントの結果を見直し担当事務局に連絡する。担当事務局は、DDSの改訂が必要かを検討して資材部門と打ち合わせた上で改訂する。

10. 記録管理の手続き

DDにおけるすべての課程、要素について記録を取る。

記録はサプライヤーから入手した書類についてはPDF、当社で作成した記録はシステム（社内LAN）、ワード、エクセルでも紙ベースでもよいものとする。

これらの記録は記録受領、発行担当部門が最低5年保持する。

◆5年間保管書類名	対象
トレーサビリティレポート(確認書)	国内／海外原木チップ、パルプ
伐採許可証、認証書	国内／海外原木チップ、パルプ
ウェブ上で確認した認証記録	国内／海外原木チップ、パルプ
協定書	国内／海外原木チップ
請求書	国内／海外原木チップ、パルプ
サプライヤーリスト・リスク評価表	国内／海外原木チップ、パルプ

合法証明書	国内パルプ
内部監査報告書	グループ各社
川下業者への合法証明書	グループ各社、提出先、製品毎
合法証明書発行一覧表	グループ各社

11. コミュニケーションルール

当社は、DDを本マニュアルに従って行った場合でも、製紙連合会のデューディリジェンス認証/証明を受けたという表現を、請求書、パッケージ、木材製品そのもの(ただしこれらに限定されない)に使用しない。例として「リスクアセスメント済み」、「リスクアセスメント済み木材」、「低リスク木材」、「独立第三者監査済み木材」などの表現は使用しない。

パンフレット等でデューディリジェンス制度について説明する場合には、「独立第三者認証」という表現は使用しない。「無視できるリスク」という表現は、製品のリスク評価について説明する場合には使用してもよいが、製品説明としては使用しない。ただし、「製品のリスクを評価するために、製紙連合会のマニュアルに基づき当社で社内デューディリジェンスを行った。」という説明はしてもよいものとする。

12. 適用範囲

木材製品	伐採地 (基本、海外は州レベル 国内は県レベル)	樹種名 (国内は分布区域番号)	学名
原木チップ (輸入)	Oregon, U. S. A.	Douglas Fir	Pseudotsuga menziesii
原木チップ (国産)	福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 長野、滋賀、岐阜、福井、山梨、静岡、愛知、奈良、 三重、和歌山、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、 鹿児島	③、④、⑤、⑥、⑦、 ⑧、⑨、⑫	Cryptomeria japonica、 Chamaecyparis obtuse、 Pinus、 Abies firma
購入パルプ (輸入)	Alberta、British Columbia, Canada/ Minas Gerais, Brazil/ Nachimientto, Chile/ Georgia, U. S. A/ Northland、 Bay of plenty、	Alpine Fir、 Balsam Poplar、 Black Spruce、 Douglas Fir、 Eucalyptus、 Lodgepole Pine、	Abies lasiocarpa、 Populus balsamifera L.、 Picea mariana、 Pseudotsuga menziesii、

	Waikato, New Zealand/ Victoria、 South Austraria/ Russia/ Austria/ Finland/ Sweden/ Germany/ Hungary/ Slovenia	Norway Spruce、 Pacific Coast Hemlock、 Radiata Pine、 Scots Pine、Sitka Spruce、 Trembling Aspen、 Western Hemlock、 Western Red Cedar、 White Spruce、 Loblolly Pine、 Slash Pine、 Mountain Pine、 Balsam Fir、 Selected Hardwood	Urograndis、 Pinus contorta、 Picea Abies、 Tsuga heterophylla、 Pinus radiata、 Pinus Sylvestris、 Picea sitchensis、 Populus tremuloides Michx.、 Tsuga heterophylla、 Thuja plicata、 Picea glauca、 Pinus taeda、 Pinus elliottii、 Pinus Mugo Turra、 Abies balsamea
購入パルプ (国産)	岩手県、秋田県、青森県、兵庫県、京都府 岡山県	②、⑨、⑩	Fagus crenata、 Aesculus turbinata、 Quercus serrata、 Prunus jamasakura、 Cinnamomum camphora、 Quercus acutissima、 Acer pictum

※樹種名の分布区域番号は、日本製紙連合会「海外植林におけるナショナルリスクアセスメント」

P. 43 (別添4) 樹木分布区域図・区域別樹木リストを参照

URL: http://www.jopp.or.jp/research_project/industrialplantation/2016/pdf/20160629-001.pdf

13. 原材料の保管

受け取り、加工、梱包、輸送の間を通して、購入した適用範囲の原材料について、由来が不明な可能性のあるもの(樹種産地等が不明なもの)は返品し入荷はしない。万が一混入した場合には、違法な可能性のあるものとして分けて保管し返品処理を行う。

14. 情報収集

14-1 サプライヤーの情報収集

- (1) トレーサビリティレポート（確認書）を収集する。
 - ①サプライヤーの名称、所在地、②樹種名、③伐採地（基本、海外は州レベル、国内は県レベル）、④数量
- (2) 原産国の法令に適合して伐採されたかを証明する書類の収集。
伐採許可証、認証書、伐採地からの請求書、或いは納品書等（※1）
- (3) 購入チップ・パルプ（国産）においては、合法証明書の収集。（※2）
- (4) チップ（国内）においては、「合法性の宣言」を記載した当社宛の請求書（※3）
- (5) サプライヤーリストを以下の様に作成する。

サプライヤーの商号	国名	住所	製品の種類

（注）別添の詳細版はある。但し社外秘とする。

- ※1：当社に納入された木材製品が合法的に伐採されている事が確認出来る書類を指す。
- ※2：購入チップ・パルプ（国産）は、日本製紙連合会加盟のメーカーからの購入であり、合法証明書の入手が出来れば、トレーサビリティレポートの入手は不要とする。
- ※3：当社に納入された木材製品が合法的に伐採されている事の宣言書。納入された月単位でサプライヤーより入手する。

14-2 収集先

- ・国内原木チップ、パルプ：国内サプライヤー、又は、取引商社より収集
- ・海外チップ、パルプ：海外サプライヤー、又は、取引商社より収集

14-3 サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足していることは、リスクを意味する。

この場合、情報を再入手しリスク緩和措置を取る。

サプライヤーのCOC認証だけではなく、木材製品そのものの認証を必ず確認する。

14-4 情報更新・改変

サプライヤーに関する情報は以下のタイミングで更新する。

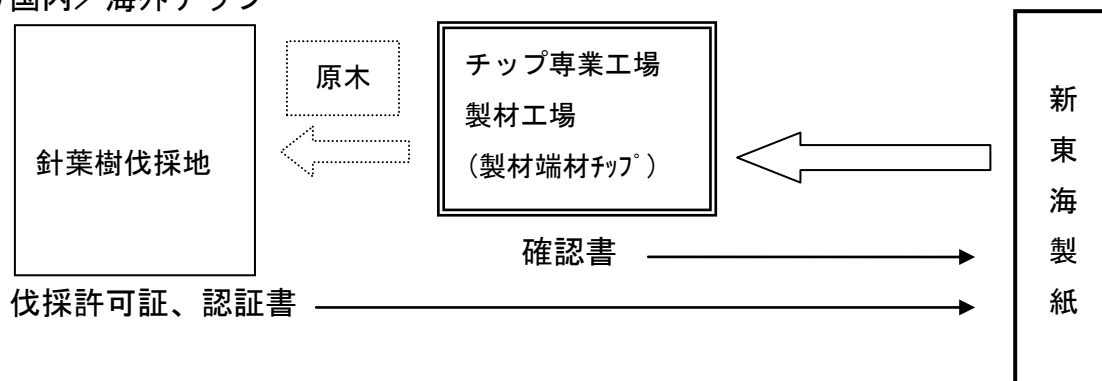
- (1) 年に一回
- (2) サプライヤーに変化があった場合

14-5 情報のギャップに関する評価

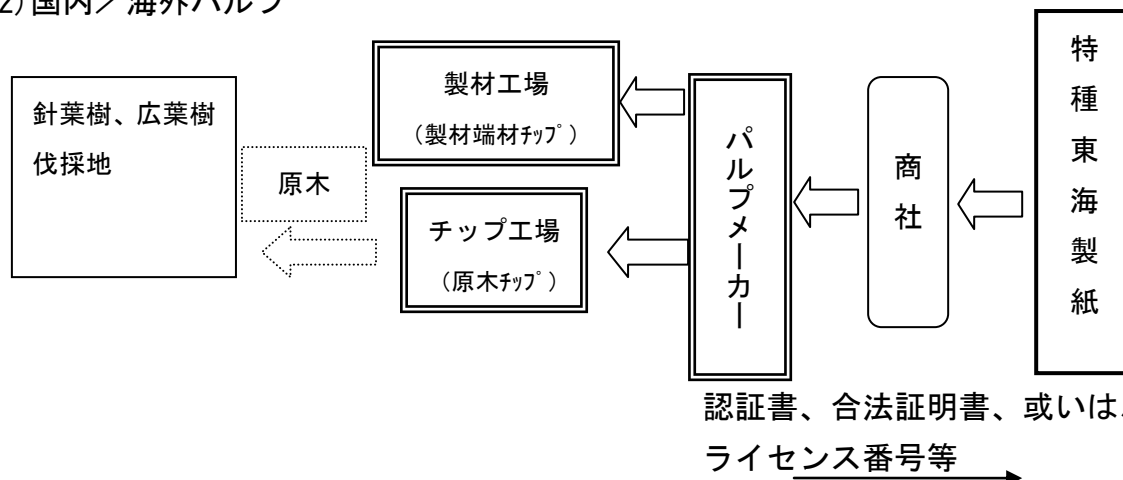
リスクアセスメントの前に、サプライヤー情報を確認しておく。
不足する情報について評価し、これを情報のギャップとして考慮する。

14-6 サプライチェーン図（情報収集の流れ）

(1) 国内／海外チップ



(2) 国内／海外パルプ



15. リスクアセスメント

15-1 トレーサビリティレポート（確認書）によるリスクアセスメント

リスクアセスメントは、年1回トレーサビリティレポート（確認書）を回収し、記載された以下の項目が無視出来るかを検討する。

- (1) 樹種名
- (2) 伐採地（基本、海外は州レベル、国内は県レベル）
- (3) 当社への供給量

リスクアセスメントは、森林認証のリスクアセスメントで代用出来るものとする。基本的に以下の条件すべてが満たされる場合、リスクは無視できると考えて良いものとする。

※但し詳細は、欧州木材貿易連盟発行文書 EITF System for Due Diligence (15-2)、特に Annex5. B 「リスク特定表」 (15-4) を参照しつつ行う。

- a) 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない。
- b) サプライチェーン中に、証明された違法行為は全くない。
- c) 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない。
- d) サプライチェーン中には、特定することのできた企業のみ、限定的な数しか存在しない。
- e) 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている。
- f) 原産国の腐敗レベルが低い。

15-2 伐採許可証、認証書の使用

国、または県の伐採許可証、或いは認証済みの木材製品である場合には、各基準を欧米規制に適合した国際的な森林認証であれば、各制度で定められる規程に従い実際の製品の認証が確認出来、さらに FM 認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視出来るレベルとみなし、認証管理木材も同レベルとする。

この認証制度で確認出来た場合は、15-3 のリスク評価表に記載する。それ以外の認証制度の場合は、15-4 に従いリスクアセスメントを行う。

15-3 リスク評価

入手した情報、認証書（ライセンス番号等）より、木材製品のリスクの有無を確認する。確認した木材製品はリスク評価表に記載する。

15-4 European Timber Trade Federation (EITF) チェックリスト (Annex5. B)

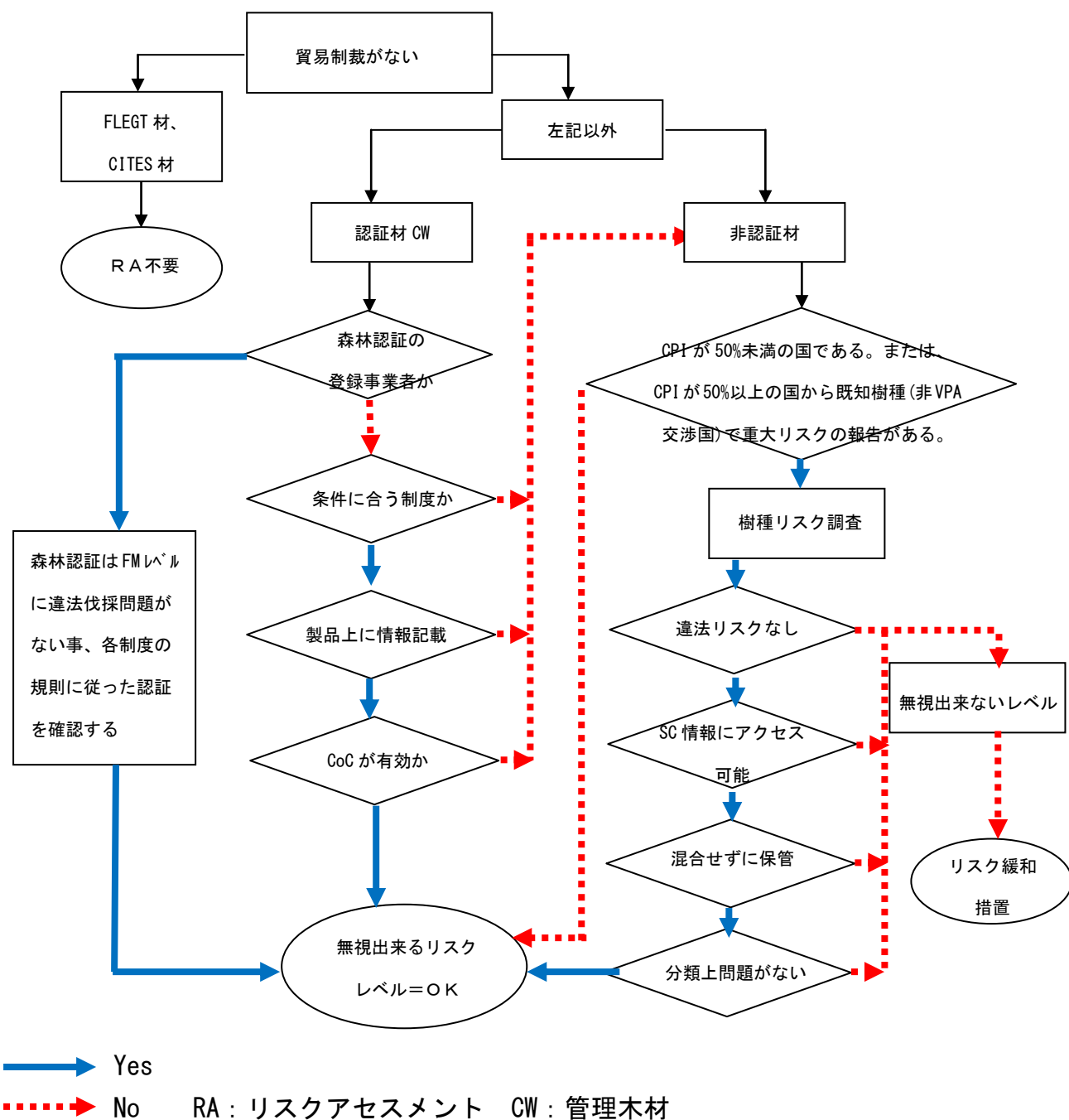
15-2 でリスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリス

トに従ってリスクアセスメントを行う。

リスクアセスメントを 完結できる リスクのカ テゴリー	1. FLEGT(※)材か？
	2. 国連安全保障理事会や EU 理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいないか？
	4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
認証状況	5. サプライヤーと製品の両方が、EU 木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？
	7. CoC がつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？
樹種のリスク	8. 使用樹種に違法リスクがないか？
原産地リスク	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？ 確認に使用する参考サイト： ・グローバルフォレストレジストリー（森林認証のナショナルリスクアセスメントと連動）（随時更新） http://www.globalforestregistry.org/ ・トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数（毎年更新） https://www.transparency.org/ ・その他、研究機関、NGO などの報告書
サプライチェーンの リスク	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？
	11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品（原材料）と混ざったりすり替わったりしていないか？
	12. 樹種、数量、品質の分類は、関連法規制に従ってなされているか？

(※)Forest Law, Enforcement, Governance and Trade program(森林法施行・ガバナンス・貿易プログラム)

15-5 リスクアセスメントの流れ



16. リスクの低減

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないものであった場合、リスク緩和措置として以下の要素を含んだ手続きを踏む。どの様な手続きを取るかはリスクの種類や程度、または第三者証明や代替製品があるか否かなど、様々な要素によって異なるので、リスクにあった措置を講じる。

- (1) 追加情報や文書の要請をする。
- (2) 自社でサプライチェーン監査を行う。
- (3) 第三者証明の入手。
- (4) 無視できないリスクレベルに該当するサプライヤー、木材製品の代替の検討。

17. 合法証明書の発行

当社の発行手続き（合法証明書発行手続きフロー図-1参照）

- (1) 運用者（資材部門）は、最新版のリスク評価表を担当事務局（品質保証部門）に送付する。リスク評価表に変更点があった場合は、速やかに修正し再送付する。
- (2) 取引先より依頼があった部署は、証明書・成績書発行依頼書にて、担当事務局（品質保証部門）に合法性証明の作成を依頼する。
- (3) 担当事務局は上記依頼書に基づき、以下の通り調査、確認を行う。
 - ・紙製品・自社製パルプ：製造標準書等で該当製品の使用原料について調査し、使用原料に問題ない事をリスク評価表で確認する。
 - ・パルプ：依頼書に記載された品名に問題はない事をリスク評価表で確認する。
- (4) 担当事務局は、依頼部署に「合法証明書」（書式-1）を発行する。
- (5) 依頼部署は速やかに「合法証明書」を取引先に提出する。
- (6) 担当事務局は「合法証明書発行一覧表」（書式-2）を作成し保管する。

18. 内部監査(方法はグループ各社で定める。)

- (1) 対象者：合法木材調達に関わる部門
- (2) 頻度：年一回
- (3) 記録：内部監査報告書
- (4) 記録の保管期間：5年間保管

附則 この実施要領は、2018年 3月19日から施行する。

以上

《DDシステム管理責任者、担当事務局、運用者》

◆DD S管理責任者

[職務] 特種東海製紙株式会社 品質保証センター長

[連絡先住所] 静岡県島田市向島町4379番地

[電話番号] 0547-36-5161

◆担当事務局

[職務] 特種東海製紙株式会社 特殊素材品質保証部

[連絡先住所] 静岡県駿東郡長泉町本宿501

[電話番号] 055-988-1399

[職務] 新東海製紙株式会社 品質保証部

[連絡先住所] 静岡県島田市向島町4379番地

[電話番号] 0547-36-5161

◆運用者

[職務] 特種東海製紙株式会社 資材部

[連絡先住所] 静岡県駿東郡長泉町本宿501

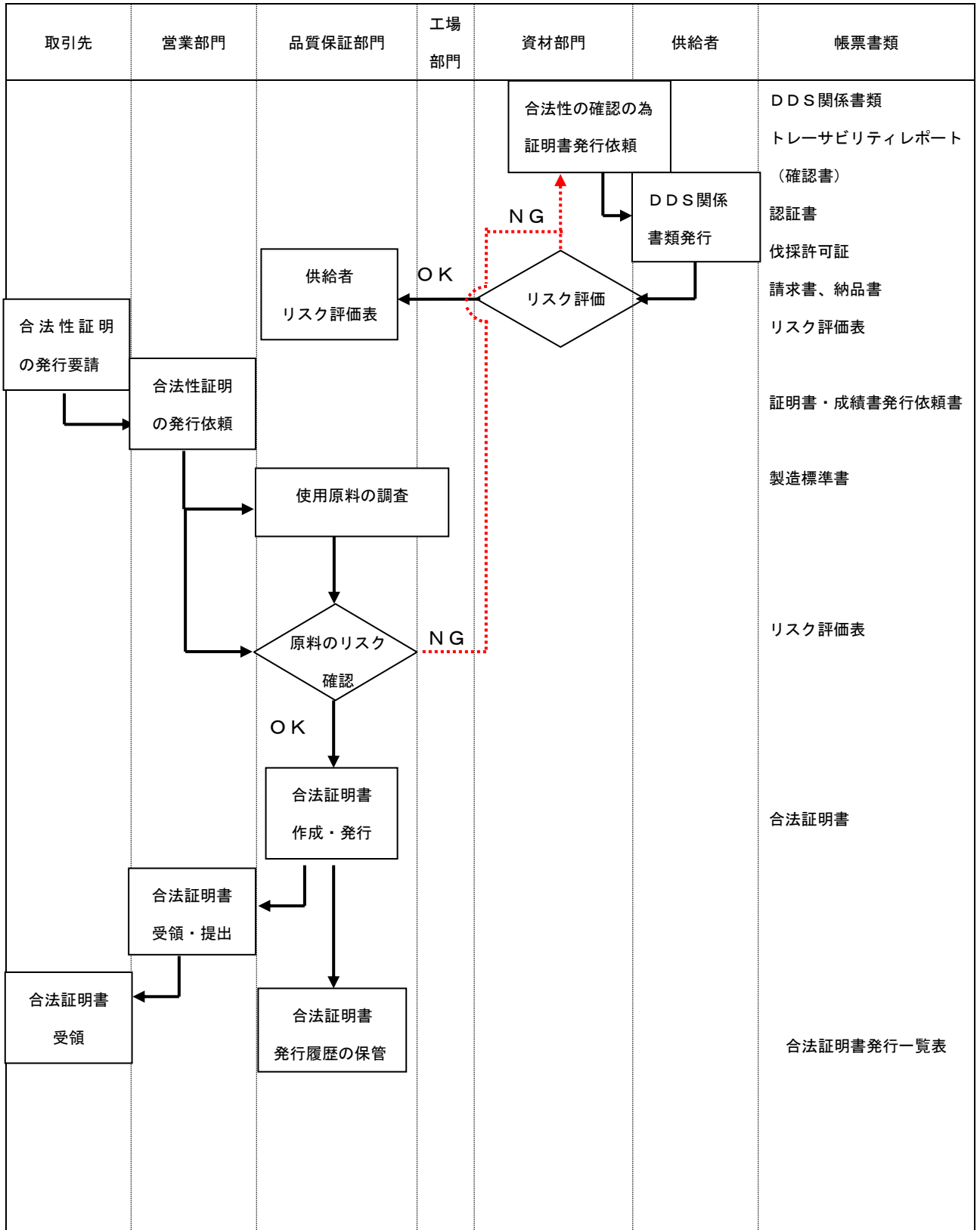
[電話番号] 055-988-2196

[職務] 新東海製紙株式会社 物資本部 資材課

[連絡先住所] 静岡県島田市向島町4379番地

[電話番号] 0547-36-5158

合法証明書発行手続きフロー



株式会社 御中

住所	静岡県駿東郡長泉町本宿501
会社名	特種東海製紙株式会社
担当部門	特殊素材品質保証部
責任者	
電話番号	055-988-1202
FAX番号	055-988-1147
作成・改訂	平成29年 月 日

合法証明書

記

1. 製品名
2. 該当製品は、合法的な伐採による木材から作られたパルプのみを原材料として配合していることを証明致します。

以 上

株式会社 御中

住所	静岡県駿東郡長泉町本宿501
会社名	特種東海製紙株式会社
担当部門	特殊素材品質保証部
責任者	
電話番号	055-988-1202
FAX番号	055-988-1147
作成・改訂	平成29年 月 日

合法証明書

記

1. 製品名

2. 該当製品は、合法的な伐採による木材から作られたパルプであることを証明致します。

以 上

